

公立学校の教師等が 地域クラブ活動に従事する場合の 兼職兼業について

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁 参事官（芸術文化担当）付

目次

※各見出しをクリックすると該当ページに移動します



主な対象をこの欄に示します

○はじめに	2	  
○教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）	3	  
○教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）	4	  
○地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態		
①自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合	5	  
②多様な組織・団体等が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合	6	  
③ボランティアとして指導する場合	7	  
○大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態	8	  
○運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）	9	  
○サービス監督教育委員会における留意事項等		
①兼職兼業を希望しない教師等／兼職兼業の許可時の留意する観点	10	  
②労働基準法制や勤務時間管理、健康管理等	11	  
③教師等の品位の維持・信頼の確保等／保護者や地域住民への説明責任	12	  
④勤務形態に応じた労働関係法令の適用	13	  
○地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項		
①事故が発生した際の責任・対応	14	 
②兼職兼行事の指示監督の主体	15	 
③時間外労働・割増賃金	16	  
○平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項	17	  
○Q&A	18	
（参考）教師等の兼職兼業に関する法律条文	19	  
（参考）関係法令・通知等リンク先①～③	20～22	  

これまでも教師等は、許可を得て兼職兼業を行うことはでき、「[「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について](#)」（令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめています。

この資料では、「地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う」（令和4年12月「[学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン](#)」スポーツ庁・文化庁）こと等に資するよう、**教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例を説明**します。

服務監督教育委員会や校長等の管理職、教師等の皆様におかれては、ぜひご参照ください。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③ サービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。 ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要（[Q&A参照](#)）。

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の**教職員のサービスを監督する部署は**、必要な**関係規程※・運用の見直し**を行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

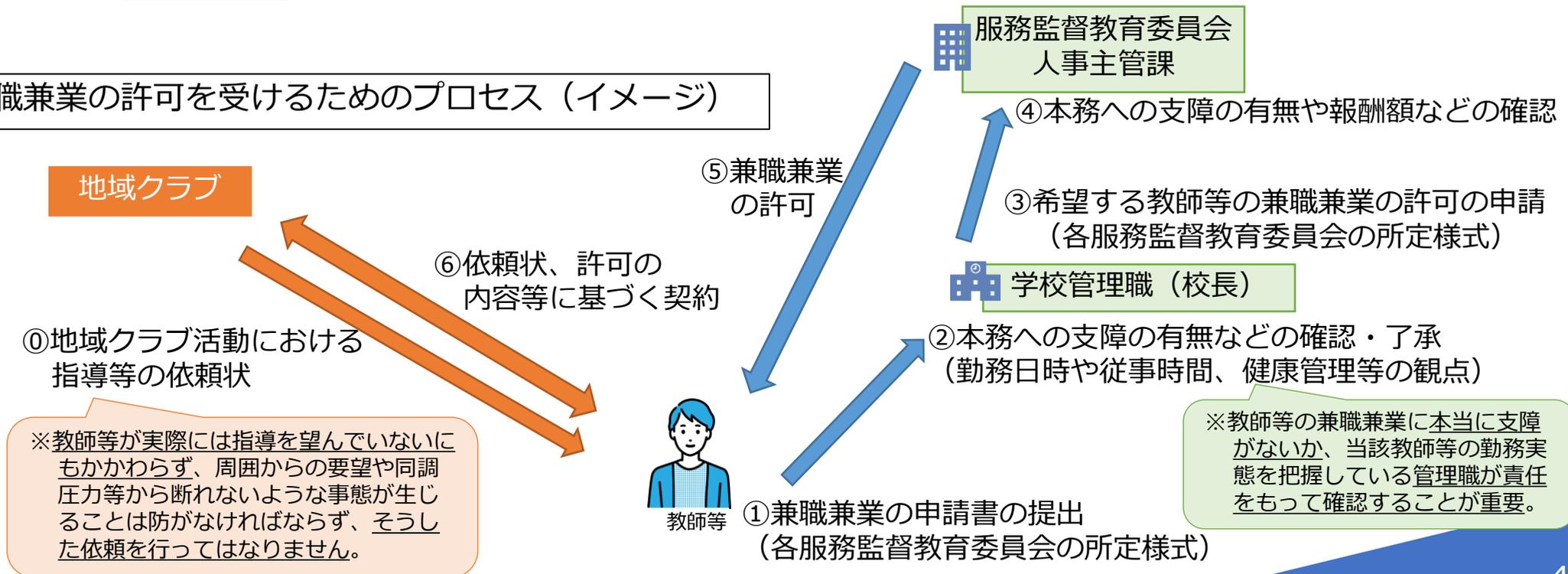
また、**服務監督教育委員会は**、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、**部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

- 兼職兼業を行う教師等のサービス監督を行う教育委員会や校長以外だけでなく、兼職兼業を行う教師等においても、指揮命令権や労働時間の明確な区別等、兼職兼業を行う上での留意事項をまとめているので、ご確認ください。

教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。
- 一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である**校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。
- これにより、兼職兼業先の業務について、**報酬を受けて従事することが可能**になります。一方で、**兼職兼業時の業務の管理監督者**は、普段の**教師等としての管理監督者（校長）と異なる**ことや、勤務時間については、**教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要**もあり、この点についても**留意が必要**です。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



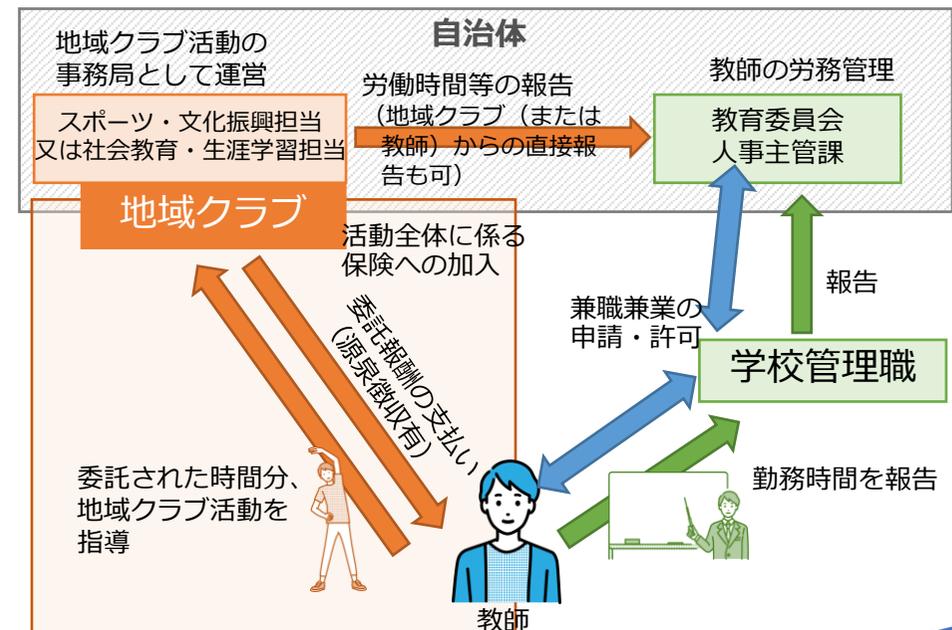
地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態①

～自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合～

- 地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、市町村等の自治体又は自治体が設立した任意団体から、**委託（委嘱）される**こととなります。
- 手続としては、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**です。
- このため、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

自治体が運営主体となるクラブにおいて委託を受けて指導する例

- 教育委員会の一部署が事務局となり、地域クラブを運営。教師に対しては、委託（委嘱）を行う。
- 地域クラブでの活動に際して、教育委員会にて委託報酬（謝金）を支払う。（※委託報酬（謝金）は自治体の規定に基づく金額。）
- 業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理。
- 複数の中学校の生徒を対象とした活動において、高等学校の教師に中学生の指導をしてもらうなど、地域内での横・縦の連携が促された。



地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態②

～多様な組織・団体等※が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合～

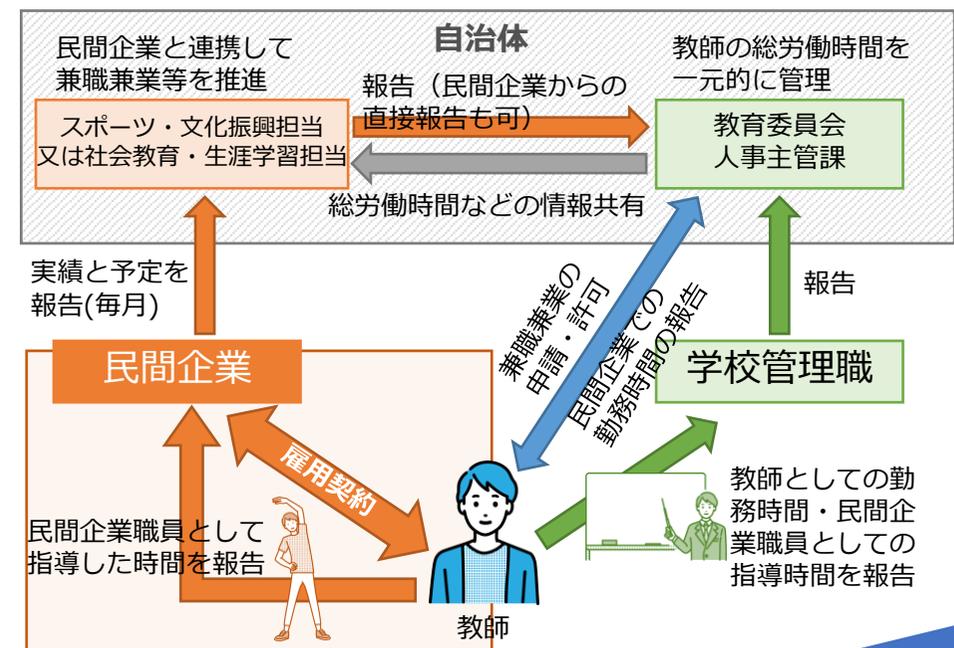
※総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、同窓会等

- 地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、民間の運営団体と、**雇用契約又は業務委託契約を結ぶ**こととなります。
- 手続として、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求める事が必要**となります。
- 活動中の事故等の責任は一義的には民間の運営団体が負うこととなります。ただし、業務委託で行う場合、個人に責任が帰される場合がありますので、業務委託で行う場合は事前に業務委託契約の内容確認や民間の運営団体に確認を行ってください。
- このため、事故等に備えた保険に団体が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望めます。また、業務委託の場合は、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

※教師等が実施主体となる団体（教室）等を設立する場合も、兼職兼業の手続きとしては同様。

民間企業から雇用されて指導する例

- 休日の部活動指導をそのまま民間企業が実施する休日の地域クラブ活動とすることから開始。
⇒従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給。
⇒また、平日と継続して同一の教師が指導することで、生徒の混乱を防止。
- 地域移行及び兼職兼業に係る説明会を民間企業を中心に実施し、それに基づき兼職兼業の申請をしてもらうことで、指導の継続を希望する教師の兼職兼業を促進。



○ボランティアとして指導する場合

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、**無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給**で指導する場合は、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可は不要**です。（一般に、上司である校長等への事前相談等についても、必ずしも要しません。）
- ・ただし、ボランティアであったとしても、**労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要**になりますので、まずは上司である校長等へ事前相談等を行ってください。
- ・活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなりますが、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われることがありますのでご注意ください。
- ・事故等に備えて、個人として保険に加入しておくことが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態

○大会のスタッフとして大会運営に参画する場合

- これまで、大会運営に従事する際に、教師等の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にあることもありました。教師等の労務管理や服務監督の観点からその身分等について明確にすることが重要です。
- 大会のスタッフとして大会運営への参画を希望する教師等は、大会の主催者から、**大会主催者のスタッフとなることを委嘱**され、大会主催者の一員として大会に従事することとなります。
- 大会主催者が官民であるかにかかわらず、委嘱報酬を得て従事することになるので、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要**になります。
このため、手続としては、一般に、大会主催者からの依頼状を基に教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**になります。
- また、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて、**職務専念義務の免除の承認手続きが必要**となりますので、同様に、上司への相談等を経て服務監督委員会に承認を求めてください。
- 活動中の事故等の責任は一義的には大会主催者が負うこととなりますが、大会スタッフとして責任等が問われることがありますので大会主催者にご確認ください。
- このため、事故等に備えた保険に大会主催者が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
	勤務形態	委託（委嘱）（※1）	雇用	業務委託・請負（※1）	有償ボランティア（※3）
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体（企業等）	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体（企業等）	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金（委託報酬※2）	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業（従事）時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※ 1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※ 2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※ 3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

服務監督教育委員会における留意事項等①

○ 兼職兼業を希望しない教師等への依頼の禁止について

- ・ **地域団体等は、教師等が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることは防がなければならず、そうした依頼を行ってはなりません。**
- ・ **服務監督教育委員会及び校長等は、周囲による黙示的な圧力により、教師等が無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。**

○ 教師等から兼職兼業の許可の申請があった場合は、服務監督教育委員会は、関係法令に基づき、学校運営に支障がないか、保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであるか、学校や教師の信用を失墜させることはないか、といったことに十分留意して判断することが重要です。

この際、例えば、地域団体の活動に従事する予定であった時間において教師等としての勤務が急遽必要となった場合には教師等としての勤務に当たれるようにしておくなど、あらかじめ、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等を行うことが望ましいです。

なお、地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。

○ 地域クラブ活動での指導を希望する教師等の方は、判断に迷うことがあれば上司である校長等や服務監督教育委員会（教職員の服務を監督する部署）に事前によくご相談ください。

サービス監督教育委員会における留意事項等②

- **労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、次の事項に留意が必要です。**
 - ・教師等が地域団体に雇用される形で兼職兼業を希望する場合には、教師等の心身の健康を確保するため、以下のような対応を行うことが求められます。
 - 学校における「労働時間」※¹と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする（「時間外在校等時間」※²も含めて通算された時間について確認・判断することが望ましい）が、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内※²となることが望ましい。
 - なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、**上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。**
 - ・このため、サービス監督教育委員会（及び学校）ではあらかじめ、
 - ①地域団体の事業内容、 ②地域団体における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容、
 - ③労働時間通算の対象となるか否か 等
 について確認するとともに、
 - ④兼職兼業の許可後も、定期的に当該教師等の労働時間・在校等時間について確認することが考えられます。
 - ・**サービス監督教育委員会は、実施主体が異なるために教師等の業務等の実態に関知しない、という対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師等の労働時間等についてしっかりと把握し、事前及び兼職兼業期間中において適切な管理を行い、通算した時間が長時間にわたることがないように、当該教師等の心身の健康の管理を行うことが必要**です。
- このため、**教師等のみならず、地域団体や学校とも連携を図ることが必要**です。



※1 教師としての所定労働時間といわゆる「超勤4項目」の業務を時間外業務として命じられて当該業務に従事した時間の合計。

※2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定。

服務監督教育委員会における留意事項等③

○ 教師等の品位の維持・信頼の確保等について

- ・ 服務監督教育委員会は、兼職兼業の許可に当たっては、職務の公正の確保を害したり、職務に対する集中力が欠けたり、職員の品位をおとしめたりするおそれがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるかどうかについても留意する必要があります。
 (例えば、地域クラブ活動に注力しすぎて本務である教師等としての職務がおろそかになることや、団体等から社会通念上適当とはいえない高額な給与等を得ようこと、団体等に学校の生徒等を勧誘して見返りにリベート等を得ようなど利益相反行為に当たるようなことなど、公務員としての職務の公正さに疑念を抱かれるようなことはあってはなりません。)
- ・ また、兼職兼業の許可を出した後も、運営団体や校長等とも連携し、服務監督上問題が生じていないか等について適切な把握などが求められます。

○ 保護者や地域住民への説明責任について

- ・ 服務監督教育委員会等は、地域の実情を踏まえた学校部活動の地域連携・地域移行について、取組の背景や方針、具体的内容等について、保護者や地域住民にわかりやすく周知する必要があります。
- ・ また、子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備のため、新たな地域クラブ活動における生徒への指導等に教師の参画・協力も必要であることや、教師等が兼職兼業により指導等を行う場合でも本務に支障がないことについて丁寧に説明し、理解と協力を得られるよう取り組む必要があります。

服務監督教育委員会における留意事項等④

○ 勤務形態の実態に応じた労働基準関係法令の適用について

- 兼職兼業先において、業務委託等の契約で指導等をする場合であっても、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、**「労働者」に当たるか否か**（自らが個人事業主ではなく、被雇用者と見なされるかどうか）が判断され、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準関係法令が適用されます。
- 労働基準法第9条では、「「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいう。」と規定しています。
労働基準法の「労働者」に当たるか否かは、この規定に基づき、下記に示す基準により判断されます。

労働基準法における労働者性の判断基準

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

- ① 「指揮監督下の労働」であること
 - a. 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - b. 業務遂行上の指揮監督の有無
 - c. 拘束性の有無
 - d. 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）
- ② 「報酬の労務対償性」があること

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ① 事業者性の有無
 - a. 機械、器具の負担関係
 - b. 報酬の額
- ② 専属性の程度

※労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）で示された判断基準に基づく。

(参考)

- ・ [副業・兼業の促進に関するガイドライン](#)（厚生労働省）
- ・ [フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン](#)（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）



○ 事故が発生した際の責任・対応について

- ・ 事故が発生した場合の責任主体は、学校ではなく、**地域団体や大会の主催者が責任を負うこと**になります。（業務委託等の場合は、委託等を受けた教師等が個人として責任を負います。）
- ・ **地域団体に雇用された教師等にも責任がある場合には**、当該教師等のサービスの取扱いや処分の検討、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に**地域団体との雇用関係において対応がなされる**ものです。
（なお、教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。）
- ・ **教師等本人に事故があった場合には**、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に**地域団体との雇用関係において対応がなされる**ものです。
- ・ 地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済金給付制度」は利用できません。
そのため、当該団体等において一括した保険に加入しているか、対象者や補償範囲等を確認し、必要に応じて教師等本人、生徒各自での加入についても検討することが重要です。



○ 兼職兼業時の指揮監督の主体について

- ・ 地域団体や大会スタッフとして兼職兼業をしている際は、**指揮命令権者は校長ではなく当該団体等にあり**、その際の身分は学校の教師等ではなく、当該団体等の一員となり、**当該団体等の指揮監督に従う必要**があります。
- ・ また、指導等を行う際の責任の観点から、次の事項に留意する必要があります。
 - 勤務先の学校の生徒を対象に指導等を行っていても、**その際の身分は兼職兼業先の雇用者等**であって、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - **委託等による場合**など教師等が自ら業を行う場合は、他からの指揮命令等は受けず、**当該契約の範囲内において、自らの責任により運営・実施する必要**があること。その場合も、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - 教師等自身及び生徒の保険についても確認し、必要に応じて保険の案内や加入の検討、管理業務を行うなどの対応を行うこと。
- ・ **上記の事故等が発生した場合などに留意**するためにも、**教師等としての指導と、団体の職員等としての指導**については、**明確に区別する必要**があります。

民間の地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項③



○時間外労働・割増賃金について

- ・兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と民間の地域団体における所定の労働時間とを通算した労働時間が労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を超える場合は、この超過部分が時間外労働（①）となります。
- ・兼職兼業の開始以降において、学校における所定外労働時間（いわゆる超勤4項目に基づく職務命令による時間外勤務）と民間の地域団体における所定外労働時間とを当該所定外労働が行われる日ごとに順に通算して、地域団体における労働時間について法定労働時間（同上）を超える部分がある場合には、この超える部分も時間外労働（②）となります。
- ・この時間外労働（①②）については、当該時間外労働を行わせる民間の地域団体と従事する者との間において、労働基準法第36条に基づくいわゆる36協定の定めるところによって行い、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき割増賃金（総労働時間における時間外勤務時間が月60時間までの場合は基本給の1.25倍以上、月60時間を超えた場合は1.5倍以上）を支払う必要があります。

（参考）[副業・兼業の促進に関するガイドライン](#)（厚生労働省）

労働時間の通算の考え方（イメージ）



平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項

○平日の兼職兼業時に留意する観点について

- ・平日に、地域団体において兼職兼業の許可を受けて指導等に当たることも可能であるものの、当該団体の活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には当該学校の教師等の職務として行われるものと整理されることがあります。当該団体の活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と区別されているか、個別具体の活動ごとに整理することが必要です。
- ・地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、**教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は**、別途、地方公務員法第35条に基づく**職務専念義務の免除の承認が必要**です。（同一自治体内の兼職の場合は、兼職兼業の許可や職務専念義務の免除は不要と考えられますが、上司である校長等に相談・了承等いただくことが重要です。）

○教師等としての業務の優先について

- ・児童生徒の学びの保障などの学校や教師等の本務に支障がないことが優先されるべきであり、また、教師等としての公務への信頼の確保のためにも、地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等としての勤務に当たれるようにしておくことが重要です。
- ・予め、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等をすることが望ましいです。

○勤務上の身分の明確な区別について

- ・教師等としての指導と、団体の職員等としての指導については、事故等が発生した場合などの責任の観点からも、**明確に区別する必要**があります。
- ・特に平日に地域団体の業務等に従事する場合、その後再び教師等としての勤務を行うことは、労務管理上や勤務が長時間化することから望ましくありません。



非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？

フルタイム勤務の非常勤講師の場合は、常勤職員と同様に許可が必要ですが、パートタイムの会計年度任用職員の場合は許可は不要です（当然ながら非常勤講師として勤務している時間に重ならないなど、非常勤講師としての本務に支障が出ないようにするための事前相談や調整は必要です）。



地域に人材がないため、教師である自分がやらざるを得ません。

教師が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはなりません。もし強要されるようなことがあれば、服務監督教育委員会に相談しましょう。



学校で行う活動の場合は、兼職兼業とはみなされないのでしょうか？

指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域団体の指導者として、地域団体の監督下で行う場合等は、兼職兼業の対象となります。



地域団体と雇用契約を結んだ際は、労働基準法が適用されるということでしょうか？

そのとおりです。時間外労働に対しては割増賃金が支払われるなど、労働基準法に則った労務管理が求められます。もし不当な扱いがあった場合は、所轄の労働基準監督署や服務監督教育委員会に相談ください。



(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条により、県費負担教職員に対して適用する場合においては、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(参考) 関係法令・通知等リンク先①

【法令】

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>)



- 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000001_20220617_504AC0000000068)



- 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>)



- 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

(https://www.mext.go.jp/content/20220929-mxt_syoto01-100002245_01.pdf)



(参考) 関係法令・通知等リンク先②

【通知・ガイドライン】

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について

(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知)

(https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf)



- 副業・兼業の促進に関するガイドライン (厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>)



- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



(参考) 関係法令・通知等リンク先③

【提言・ガイドライン】

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm)



○文化部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年8月9日、文化部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html)



○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月、スポーツ庁、文化庁)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)

